

自転車専用通行帯の整備（補助 54 号線）

安全で安心して通行できる道路づくりを進めます

都市計画道路補助 54 号線（東京都世田谷区桜上水三丁目 17 番から赤堤三丁目 28 番）において、平成 22 年 4 月 6 日より、世田谷区内で初となる「自転車専用通行帯」の交通規制を開始しました。当日は成城警察署主催の「走り初め式」が行われました。

自転車専用通行帯の整備にあたっては、成城警察署・北沢警察署と相談して、当該道路を通行する歩行者・自転車利用者、自動車運転者の皆様に自転車の適正な通行位置や通行方法等のご理解をいただくため、約 1 年前から自転車走行帯（ブルーゾーン 路肩部分を青く着色したもの）を設置して、ご利用いただきました。

その後、自転車走行帯（ブルーゾーン）を道路交通法の規定に基づく自転車専用通行帯とするため、平成 21 年度末に路面表示改修工事等を実施し、規制開始の運びとなりました。

